

令和8年度  
施政方針及び当初予算の要旨

令和8年2月

南九州市長 塗木 弘幸

令和8年第2回南九州市議会定例会の開会にあたり、令和8年度の市政運営の方針と、当初予算の要旨について申し述べます。

世界は今、気候変動への対応や国際情勢の変化、急速なデジタル化の進展などにより、大きな転換期を迎えています。我が国においても、少子高齢化や人口減少といった社会構造的課題に直面する一方で、地方が持つ価値や役割が、改めて見直される時代となっています。

このような中、自治体には、将来を見据えた的確な判断と、変化に柔軟に対応する力が、これまで以上に求められており、本市において令和8年度は、新庁舎も開庁し、次期総合計画の策定・実行を見据えた重要な年度となります。

私は、これまで10年間、市政運営の舵取りを行う中で、時代が大きく変化する局面においてこそ、原点に立ち返り、「市民の暮らしに本当に必要なものは何か」を常に問い続けることが重要であると強く感じており、市民が安心して暮らせるまちづくりを行うため、制度や計画を着実に進めなければならないと考えております。

この度開庁する新庁舎は、単なる行政施設ではなく、市民に開かれ、安心と信頼、交流の拠点であり、災害時においては、市民の命を守る中枢機能を担うもので、この新たな拠点を最大限に生かし、行政サービスの質の向上や、市民との協働によるまちづくりを一層推進してまいります。

また、次期総合計画の策定に向けては、社会情勢の変化を的確に捉えつつ、本市がこれから目指す将来像を市民の皆さまと共有し、実効性のある施策へとつなげていくことが肝要であります。

人口減少時代においても持続可能で、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、市議会をはじめ、市民、関係団体の皆さまと力を合わせ、南九州市の将来を見据えた市政運営に全力で取り組んでまいります。

それでは、総合計画の分野別目標に定められた7つの基本方向に沿って、令和8年度の諸施策についての所信を述べてまいります。

## I 豊かな自然 活力ある農村 未来に向けて発展する まちづくり

まず、「豊かな自然 活力ある農村 未来に向けて発展するまちづくり」について申し上げます。

本市は、県内有数の農業立市であり、南の「食料供給基地」として、今後も豊かな自然と活力ある農村づくりを進めていくため、各般の施策により農業の振興に努めます。

具体的には、「農業経営基盤の強化」として、効率的かつ安定的な農業生産性の向上を図るため、地域の実情に応じた生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、スマート農業技術の導入・活用を促進し、作業の省力化や生産性の向上に取り組みます。

あわせて、多面的機能支払交付金事業を活用しながら、農業用施設の長寿命化対策、農用地、農道、農業水利等の保全管理及びその活動支援に努めます。

また、優良農地を確保していくため、地域計画を基本として、将来の農地利用の方向性を踏まえた取り組みをすすめ、耕作放棄地の発生防止及び解消に努めるとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手農家等への農地の集積・集約化を推進します。

さらに、多様な担い手の確保を図るため、アグリサポートセンターを拠点とした支援体制の構築に取り組むとともに、地域農業を牽引する認定農業者や集落営農組織、小規模な兼業農家等を支援し、人材の育成・定着と経営の安定化を進め、農家の所得向上や地域の活性化を図ります。

次に「生産流通体制の強化」として、良質堆肥の施用による健全な土づくりや農薬の適正使用など、環境保全型農業を推進し、さらに有機農業の取り組みを促進するなど、消費者に信頼される産地づくりに努めるとともに、定期的な販売促進キャンペーン・PR活動を継続し、農畜産物のさらなる消費拡大を図ります。

また、地元産農産物を活用した子どもたちの食育の充実やオーガニック給食の提供など、地域農業への理解促進を図ります。

さらに、サツマイモ基腐病の被害軽減に向けて、健全なバイオ苗の生産供給や残渣処理場の設置などの対策を講じ、本市の基幹作物であるサツマイモ生産の安定化を図ります。

あわせて、気象災害や有害鳥獣による農作物への被害対策も引き続き講じます。

茶業の振興については、基盤整備された茶畑を活かし、桜島降灰対策事業などの有利な補助事業により機械導入を図ることで、労力の軽減と高品質で安全・安心な茶づくりを推進してまいります。

また、海外での日本茶ブームに対応するため、国や県の補助事業を積極的に導入し、有機碾茶や有機煎茶の増産ができる体制強化を図ります。

お茶の消費拡大対策としては、知覧茶ブランド力を高めるため、若者やインバウンド向けなどPR活動に積極的に取り組み、魅力あふれる知覧茶の情報を様々な媒体で引き続き発信してまいります。

畜産業の振興については、競争力のある生産基盤の確立を図るため、優良種畜の確保や、市内で生産された子牛の導入促進を進めるとともに、ヘルパー制度の活用による労力低減支援に取り組めます。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病対策については、生産者や関係機関との緊密な連携のもと、地域ぐるみの防疫体制を引き続き推進し、発生及び侵入・まん延の防止に努めます。

林業の振興については、森林の多面的機能を持続的に発揮し、豊かな森林資源の保全と活用のため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に組み込み、担い手の育成や森林施業の集約化を図りながら、適正な伐採と再造林の確保、治山対策など、効率的な森林整備を推進します。

## II 魅力と活力にあふれ にぎわう まちづくり

次に、「魅力と活力にあふれ にぎわうまちづくり」について申し上げます。

商工業の振興については、エネルギー・資機材価格など物価高騰の影響を受けている事業者支援を継続し、中小企業及び商工会との連携により、商店街が抱える課題解決への支援や創業・事業承継の促進を図ります。

また、国指定の伝統的工芸品である川辺仏壇の産業振興を引き続き支援します。

水産業の振興については、漁港の機能保全や水産資源の増殖など、県と連携しながら魅力ある漁業環境整備を推進します。

ふるさと納税の推進については、地域資源を活用した魅力ある返礼品の開発と充実に努めるとともに、返礼品を通じた地域経済の振興を図ります。

企業立地の推進については、若者等の定着に繋がる就業先の確保のため、様々な業種の企業誘致に取り組むとともに、企業の人材確保に関する適切な支援を行うことで地域活性化を図ります。

観光の振興については、「稼ぐ観光戦略」として、本市への滞在時間延長による観光消費の拡大のため、観光資源の磨き上げや、インバウンド需要に対する体制整備を図ります。

また、地域の多様な関係者と連携し、各種データの収集・分析、戦略の策定など、地域の稼ぐ力を引き出す明確なコンセプトを持った観光地域づくりを推進するため、一般社団法人南九州市DMOを司令塔とした取り組みを進めます。

国内交流については、青森県平川市、福岡県北九州市、佐賀県小城市との観光や教育分野での交流事業を引き続き展開し、産業面なども含めて更に連携、発展できる方策を講じます。

また、国際交流については、市内での外国人の増加を踏まえ、文化交流等を通じた国際理解の醸成を推進し、豊かな地域社会の形成を目指します。

### Ⅲ 人と物が行き交い 快適で暮らしやすい まちづくり

次に、「人と物が行き交い快適で暮らしやすいまちづくり」について申し上げます。

道路は、豊かな市民生活の向上や地域活性化を図るうえで最も基礎的なインフラであり、安全・安心なまちづくりや活力ある地域社会の形成、さらには交流活動を推進するためにも、道路交通体系の整備は引き続き重要であります。

市道については、市民の日常生活に最も身近な生活基盤であることを踏まえ、道路交通の効率性や安全性を考慮しながら計画的な整備に努め、維持管理については地域住民との協働により進めてまいります。

市道橋については、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、老朽化した橋梁の補修を計画的に実施し、長寿命化を図ります。

また、重要な幹線道路である国道・県道の整備についても、国及び県に対して積極的に働きかけを行い、広域的な交通体系の確立に向け、整備の促進に努めてまいります。

公共交通の取り組みについては、交通弱者の日常生活に必要な移動手段を確保するため、拠点間バス及びA I デマンドタクシーを運行するほか、路線バスや鉄道などの公共交通においても関係各所と連携して維持継続に努めます。

市街地の形成については、すべての人が安心して快適に利用できる生活空間を確保し、潤いのある街路環境の保全を目指します。

また、各地域の様々な個性を反映するとともに、新たな社会情勢の変化に対応した、南薩の中心地としてのまちづくりに努めてまいります。

市営住宅については、長寿命化計画に基づく屋根及び外壁等の改修工事を実施し、快適な住環境の維持管理に努めます。

また、本年度より青戸団地の建替え工事に着手し、今後も市民の必要性に沿った事業を計画的に進めてまいります。

公園の整備については、各施設の長寿命化計画に基づく改築・更新を進め、安全・安心に利用できる市民の交流や、子育て世代にやさしい公園の整備に努めてまいります。

移住・定住については、本市の魅力をより広くPRするため、様々な媒体による情報発信に努めるとともに、移住希望者に選ばれるまちとなるよう、官民連携によるきめ細やかな受け入れ体制を構築し、定住に繋がる諸施策の充実を図ります。

情報通信基盤については、国・県及びサービス提供事業者などと連携し、市内の通信環境の更なる改善に努め、行政サービスにおいても書かないワンストップ窓口や電子申請の拡充により、市民の利便性向上、行政機能の効率化を図ります。

また、デジタルデバイドを解消する取り組みを通じて、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられる環境づくりに努めます。

#### IV 安全で安心して 住みやすい まちづくり

次に、「安全で安心して住みやすいまちづくり」について申し上げます。

環境保全対策の推進については、引き続き温室効果ガス排出の削減に取り組みながら、市民・事業者等の環境に対する意識の醸成に努めます。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティへの取り組みについては、黒木山太陽光発電所による公共施設への自然エネルギーの供給や、EVスタンドの整備、民間事業者への太陽光発電施設整備補助など、脱炭素社会実現に向けた取り組みにより、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進してまいります。

生活環境の向上及び公衆衛生の推進については、環境基本計画等に基づき、日常生活に係る環境・公衆衛生の保全に努めます。

また、引き続き、指宿広域市町村圏組合及び南薩地区衛生管理組合と連

携し、ごみの適正処理や排出量の削減を図ります。

汚水処理人口普及率の向上については、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

また、公共下水道事業についても、新庁舎周辺の区域変更を検討します。

水道事業については、安全・安心な水を効率的に安定して供給するため、水道水質の管理、施設の適正な維持管理を図るとともに老朽管路等の更新や耐震化と併せ、管理体制の強化を進め、健全な事業運営に努めます。

総合的な消防・防災体制の充実については、近年頻発・激甚化する自然災害に備え、市民の生命と財産を守るため、災害対策室を構築し災害対応力の強化や地域防災力の向上に取り組みます。

また、防災・減災対策を一層強化するため、市国土強靱化地域計画や市地域防災計画に基づき、あらゆる自然災害に対応できる地域づくりを進めます。あわせて、「災害救援マップ」や「ライン」などを活用し、緊急情報や避難所開設情報を迅速に伝達してまいります。

さらに、地域の実情に応じた自助・共助による防災活動を促進するため、指宿南九州消防組合はじめ関係機関と連携し、自主防災組織や消防団活動の充実を図ります。

年々、増加していく空き家の問題については、空家等適正管理支援事業補助金により、老朽化した危険な空き家等の除却推進を図る一方、活用可能な空き家については利活用の推進を図るなど、安全・安心な住環境づくりを促進します。

交通安全・防犯体制の強化については、南九州警察署をはじめ関係機関と連携して、市民の安全確保が図られるよう啓発活動やパトロールを推進し、安心して生活できる環境整備に努めます。

消費生活環境の充実については、多様化する被害を未然に防止できるよう、出前講座による消費者教育を充実させるとともに、引き続き相談対応を行いながら、市民生活の安寧を図ります。

## V みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり

次に「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

地域保健・医療の充実については、人生100年時代を迎えようとする現在、第2次健康増進計画や、いのちを支える自殺対策計画を基本として、健康寿命の延伸と、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、関係機関と連携を図りながら生涯を通じた心と体の健康づくりを推進します。

また、引き続き市民が安心して産み育てられる環境を守るため、産婦人科医の確保と安定的な産科医療体制の維持に努めるとともに、新たに小児科の開設を支援し、健康と福祉の増進に努めます。

子育て支援体制の強化については、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センターをはじめとする各種事業を実施します。

本市における子育てを支援するため、出生祝金の支給や、おむつなどの育児用品購入費用の助成をはじめ、窓口負担の無い子ども医療費、学校給食の無償化、小学1年生に対して入学祝金を支給するなど、本市独自の経済的支援施策を継続し、加えて、特に中学生の修学旅行費については、物価高騰による保護者の負担も増えているため、新たに修学旅行費の半額を補助することにより、子育て世代の満足度の向上を図ります。

子育てへの不安や負担を解消・軽減するため、親子が気軽に集える「地域子育て交流館」の活動を継続するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健との連携を深め、虐待など課題を抱える子どもと家庭への支援体制の強化を図ります。

母子保健サービスの充実については、多様化、複雑化する子育てに対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を提供する相談体制と、「妊婦のための支援給付交付金事業」による経済的支援を一体的に実施するほか、不妊治療や養育医療の助成、産後ケア事業を推進します。

保育サービスの充実については、4月から開始される「こども誰でも通園制度」を含め、希望者全員が保育サービスの提供を受けられるよう、受入れ体制の充実に向けた保育士の確保や保育所等の施設整備を推進します。

また、病児保育事業をはじめ、放課後児童クラブの充実など、働く保護者のニーズに応え、子育てしやすいまちづくりに努めます。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、給食サービスや生活支援サービスなどの在宅福祉サービスの拡充を図るとともに、就労機会の確保に努め、社会参加を支援します。

介護保険事業では、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を維持できるよう自立支援、介護予防・重度化防止に向けた各種事業に取り組みます。

また、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定してまいります。

介護人材確保対策として、引き続き介護職員初任者研修の開催や新規就職者及び継続就労者への支援金の給付などを行います。

介護予防では、「新しい認知症観」を推進するとともに、認知症の人の意向を尊重した南九州市認知症施策推進計画を策定し、認知症になっても自分らしく生き生きと暮らせる地域づくりを推進してまいります。

また、高齢者が介護状態にならないよう、地域に根ざした予防活動・互助活動を更に充実してまいります。

障害者福祉については、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に基づき、障害者の特性や状況に応じた多様な働き方への支援や、保健・医療・福祉サービスの充実を推進し、働きがいや生きがいのある生活を送れるよう、地域共生社会の実現に努めます。

地域福祉社会の充実については、第2次地域福祉計画に基づき、市民一人ひとりが福祉の受け手であり、担い手であるという「地域での支え合い意識」を育て、住民、諸団体、行政が協働し、誰もが安心して住み続けら

れるまちづくりを推進します。

生活困窮者の支援については、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適切な運用による支援を実施し、困難を抱えている方々に寄り添い、個々に応じた自立促進に努めます。

## VI 心の豊かさと創造力を育む 教育・文化の まちづくり

次に、「心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり」について申し上げます。

学校教育の充実については、1人1台端末の積極的な活用や個に応じたきめ細やかな指導の充実などを通して、学力向上を図ります。

不登校・いじめ問題については、学校及び関係機関との連携を一層充実させ、その解消に努めるとともに、郷土のよさを生かした「ふるさと学習プロジェクト事業」を中心に、地域に開かれた活力ある学校づくりを進めます。

学校給食については、地場産物を活用した献立の充実を図りながら、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣や、生命及び自然を尊重する精神の涵養に努めます。

学校施設については、計画的に改修を実施し、安全・安心な教育環境を保持するための施設整備を進めます。

また、小学校の統廃合については、保護者や地域住民の意向も踏まえ、十分な理解と協力を得られるよう丁寧に進めます。

社会教育の充実については、社会教育施設の機能の充実と有効活用を図るとともに、関係団体等と連携しながら地域学校協働活動をはじめ、その推進体制の充実に努めます。

生涯学習の推進については、市民のニーズを的確に捉え、多くの市民が学ぶ機会を得られるよう、生涯学習講座のメニュー充実を図ります。

生涯スポーツの推進については、体育施設の機能の充実と有効活用を図るとともに、スポーツ関係団体と連携し、日常的にスポーツに親しめる機会の提供により、市民の心身の健康増進に努めます。

地域文化の振興については、南九州市文化財保存活用地域計画に基づき、「知る」・「守る」・「活かす」のアクションプランに沿って文化財の保存・活用を図ります。

歴史的文化遺産や伝統文化の保護・継承活動の充実を図るとともに、文化財の大切さを次世代に伝えるために、展示や公開などを通じた普及・啓発活動に取り組みます。

また、文化財の整備を行うとともに積極的な活用を図り、様々な分野と連携しながら、新たな社会的・経済的価値の創出に努めます。

市内高等学校の活性化については、各種検定及び技能資格などの取得や、入学者確保のための活動などを支援します。

平和を語り継ぐ都市の実践については、知覧特攻平和会館を軸に特攻の史実について展示内容の充実を図り、企画展等を開催するとともに、語り部の講話により特攻の記憶を継承し、より多くの方に戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さをについて考えていただけるよう取り組みます。

## VII みんなで創る 協働と自立の まちづくり

次に、「みんなで創る協働と自立のまちづくり」について申し上げます。

地域コミュニティの充実については、少子高齢化に伴う担い手不足等により自治会運営が難しくなっている現状をふまえ、自治会と地区公民館の連携を密にし、地域住民の互助・共助による地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に向けた支援の継続を行い、共生・協働による住みよい地域づくりを目指します。

情報共有による住民参加体制の確立については、広報活動の充実とともに、市長とまちなかミーティングの開催などを通して、主体的な市民参加によるまちづくりを推進します。

男女共同参画社会の実現については、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、様々な分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮できるよう、広報・啓発を行います。

効率的な行政運営の推進については、新庁舎開庁に伴う本庁方式への移行による効率的な組織機構の再編・構築や行政サービスの充実のほか、人材育成基本方針に基づく職員の資質向上、デジタル自治体の構築、公共施設の適正配置及び管理・運営等に努めてまいります。

新庁舎は、令和8年9月開庁に向けて着実に準備を進めており、この新たな拠点を活用して、市民と行政が力を合わせ、みんなが住みよいまちづくりを進めてまいります。

また、移転後の現知覧庁舎の施設や跡地の利活用については、地域のニーズに応じた最適な活用方法を引き続き検討し、状況に応じて着実に進めてまいります。

財政運営については、持続可能な財政基盤の確立に向け、中・長期的な視点から、財政健全化に取り組むとともに、基金の持続的な活用にも留意しながら、歳入水準に見合った歳出構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した業務の効率化や事業の見直し、統廃合を進め、歳出抑制の強化に取り組めます。

また、物価高騰や社会情勢の変動に対応し、限られた財源で必要な行政サービスを確実に提供できるよう、南九州市財政計画等に基づき、堅実かつ安定した財政運営に努めます。

行政改革の推進については、高度化、多様化する市民ニーズなどに対応するため、行政改革大綱に基づき、デジタル技術の活用とあわせて、効率的で効果的な市政の実現に向け、取り組んでまいります。

## 令和8年度当初予算の要旨

それでは、次に令和8年度当初予算の要旨について説明申し上げます。

政府の令和8年度予算案は、物価高への対応等を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方のもと「強い経済」の実現と財政の持続可能性を両立させるため、歳出総額は122兆円を超える規模となっております。

今回の予算案は、令和7年度補正予算と一体として、社会保障の基幹経費を確保しつつ、物価上昇を上回る賃金上昇の定着、防災・減災・国土強靱化の推進、こども・子育て支援強化など、重要な政策課題について、必要な予算等の措置が講じられたものと受け止めております。

地方財政対策については、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、地方財政の健全化、物価高や地方税制改正、教育無償化への対応、防災・減災対策の推進など、地方の課題と住民のニーズに的確に応えられるよう、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保・充実されるものと考えております。

本市の令和8年度当初予算については、物価高騰や社会情勢の変動等を考慮し、将来に過重な負担を送らない健全財政の運営を基本としたうえで、子育て支援の充実、移住定住策の推進や「稼ぐ観光戦略」を通じた地域活性化対策など、第二次総合計画に掲げる諸施策を着実に推進するとともに、財政計画との整合性を図りながら、歳出の質を高める予算編成に努めました。

この結果、一般会計が対前年度比15.5%減の255億2,800万円となり、国民健康保険事業特別会計など3つの特別会計の111億6,600万円を合わせると366億9,400万円で、対前年度比11.7%の減となりました。これは前年度まで計上していた新庁舎建設事業が令和7年度までで、概ね歳出計上し終えたことが大きな減の要因となっており、必要な行政サービス水準は確保しております。

水道事業会計など3つの公営企業会計は、収益的支出と資本的支出の合計が14億2,341万8千円となり、対前年度比6.9%の増となりました。

地方財政においては、人口減少が進む中、社会保障関係費や物価高騰による地方負担の増に加え、公共施設の老朽化など、様々な行政課題があります。

こうした状況の中においても、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、市全体の発展のため限られた財源と資産を有効活用し、南九州市の特長を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、行財政運営に取り組みます。

以上、令和8年度の施政方針及び当初予算の要旨について申し述べました。

市政の推進にあたりましては、市議会議員の皆さまをはじめ、市民の皆さま、関係団体の皆さまのご理解とご協力が不可欠であります。

今後とも、議会の皆さまのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針といたします。